

シルバー保険について

センターと会員に雇用関係がないため、労働者災害保険の適用がありません。それに代わるものとして「シルバー保険」が開発されました。この保険は、会員が就業中に身体障害を受けた場合の「傷害保険」と会員が就業中に他人の身体、財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」の2種類があります。この2種類の保険は、清須市シルバー人材センターが契約した保険会社の約款の定めにより補償されます。

傷害保険

1. ケガをした場合

- (1) 医師の治療を受けてください。その際は健康保険証を使っておきます。
- (2) 保険の契約及び手続きは、シルバー人材センターで行いますので、ケガの状態や内容を連絡してください。

2. 保険が適用される場合

- (1) シルバー人材センターが請けた仕事を会員が行っているとき及び仕事先との往復時のケガ。
- (2) シルバー人材センターの指示で講習会に参加中及びその往復時のケガ。
- (3) シルバー人材センターの総会に出席中及び会場との往復時のケガ。
- (4) シルバー人材センターの指示により、仕事の見積り、下打ち合せ、資材等の準備運搬のため目的地で工作中及びその往復時のケガ（往復時のケガは、通常の経路における場合が対象です）。

3. 保険給付の内容

補償区分	補償金額	補償内容
(1) 死亡保険金	600万円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で死亡した場合
(2) 後遺障害保険金	死亡保険金の4%から100%	事故日より180日以内で、そのケガが原因で後遺障害が生じた場合
(3) 入院保険金	4,500円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で入院した場合。ただし180日を限度とする。
手術保険金	4,500円 ×所定倍率	入院保険金が支払われる場合で、所定の73種類の手術を受けた場合。ただし180日を限度とする。
(4) 通院保険金	3,000円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で通院した場合。ただし90日を限度とする。

賠償責任保険

1. 保険給付の内容

就業中、誤って他人に身体障害（死亡、ケガ）を与えたり、他人の財物を損壊（壊す、汚す、失くす）した場合など、第三者に損害を与えた場合。

2. 免責額

賠償事故を起こした場合は、1事故につき5千円を会員が負担する。